

死者情報相次ぐ非公表

@メディア

新型コロナウイルス感染症による死者について、自治体が遺族の意向だとして年代や性別も公表しないケースが相次いでいる。プライバシー保護と公衆衛生の観点を考え合わせるとき、こうした情報を非公表とするのは妥当なのだろうか。各分野の識者に聞いた。

神奈川県は9日、感染者1人の死亡を発表した際、遺族の意向として年代や性別は公表しなかった。

また、名古屋市も10日、感染者2人の死亡を発表するに当たり、うち1人については同じく遺族の意向として、もう1人については遺族に接触できなかったとして、いずれも年代や性別を明らかにしなかった。

感染症法は国と都道府県に対し、発生状況や予防に必要な情報を積極的に公表することを義務づけるが、公表する際に「個人情報保護に留意」するよう求めるにとどまる。このため、新型コロナウイルス感染者に関する情報発表についても自

名古屋市内の死者について発表する市の担当者ら一名古屋市中区三の丸の市役所で10日、野村阿悠子撮影



「年代公表は有用」「個人情報保護を」

治体ではらつきが生じている。

新潟大医学部の齋藤玲子教授（公衆衛生・ウイルス学）は、感染者情報の公表について「感染者の発生場所に非感染者が近づかないようにするなど、感染拡大を防ぐ効果がある」と意義を指摘する。年代や性別の公表は「どついう人が感染しやすいか、注意を促すことができる。特に、これまで死者が少ない若い年代は公表したほうが良い」とする。

さらに集団的な感染の恐れがある場所や、医療や教育など感染すると影響が大きい職種は積極的な公表を求める一方、「プライバシーが丸裸にされ、本人が特定されかねない行動経路は非公表の対応も考慮すべきだ」とも述べ、国の主導で情報公開のガイドラインを設ける必要性を説いた。

東京女子大の広瀬弘忠名誉教授（リスク心理学）は「新型コロナウイルスについては、いまだに疫学的調査が不十分。自治体は、遺族に丁寧な公表

の意義を説明して同意を得るべきだ」との見解を示し、「年代や性別の公表だけで個人は特定されない」とする。一方、「行動経路などをより具体的に公表する自治体が増えれば、感染したことすら隠す市民が増え、結果的に感染の拡大につながりかねない」と注文を付けた。

元鳥取県知事の片山善博・早稲田大大学院教授（地方自治）は「役所が持っている情報は原則的に公開して社会で共有するもの。その中でプライバシー保護に配慮しなければいけない場合があり、どうバランスをとるかの問題」と語る。「死者の情報は注目され、関係者の生活が乱される可能性がある」として自治体に慎重な対応を求めながら、「遺族の同意がなくても公表するケースはありうるだろう。そういった判断の基準は、対応に追われる現場の職員に委ねず、自治体のトップが示すべきだ」との考えを示した。

【堀智行、水戸健一、町田徳文】